

一般社団法人資源・素材学会表彰・奨学規程

平成 30 年 12 月 19 日 制定
令和元年 7 月 10 日 改訂
令和 4 年 3 月 10 日 改訂

第 1 章 総則

第 1 条 一般社団法人資源・素材学会細則第 30 条に定める表彰・奨学委員会の所掌事項について、本規程に定める。

第 2 条 一般社団法人資源・素材学会定款第 4 条第 1 項(1), (5), (7), (8)に定める事業における表彰、奨学金貸与者の選考および外部団体表彰・助成に対する推薦および名誉会員選考等の審査を行うため、本規程を定める。

第 2 章 表彰

第 3 条 この規程による表彰を次の 7 つとする。

学会賞（渡辺賞）

学会賞（学術功績賞）

論文賞

功労賞

奨励賞

技術賞

若手ポスター発表賞

第 4 条 学会賞（渡辺賞）は、故渡辺渡博士（日本鉱業会第 3 代会長）の意志にそって、資源・素材に関する技術の進歩に多大なる貢献をなした個人または団体に授与する。

第 5 条 学会賞（学術功績賞）は、我が国の資源・素材に関する学術文化の発展に多大なる貢献をなした個人または団体に授与する。

第 6 条 論文賞は、本会の査読を経て Journal of MMIJ、または Materials Transactions に掲載された論文の中から、特に優秀なものに授与する。

第 7 条 功労賞は、定款第 4 条に定める本会の事業の推進に功績があったと認められる個人または団体に授与する。

第 8 条 奨励賞は、満 40 歳の誕生日が原則として翌年 1 月 1 日以降の本会会員で、その研究業績が、独創性および将来性に富むと認められた個人に授与する。

第9条 技術賞は、満45歳の誕生日が原則として翌年1月1日以降の本会会員で、その技術業績が、独創性および将来性に富むと認められた個人に授与する。

第10条 若手ポスター発表賞は、原則として発表時に満35歳未満の正会員または学生会員を対象とし、本会が主催する春季大会または秋季大会のポスターセッションにおいて特に優れた発表を行った者に授与する。

第11条 各賞の表彰は、毎年1回春季大会または定時社員総会に付随して行う。ただし、若手ポスター発表賞の表彰は春季大会または秋季大会毎に行う。

第12条 受賞候補の選考等については、別に内規に定める。

第3章 一般財団法人日本鉱業振興会菅記念奨学金に対する申請案件の審査

第13条 一般財団法人日本鉱業振興会とともに鉱業奨学委員会を編成し、菅記念奨学金実施規則に基づき奨学金に対する申請案件を審査し推薦者を決定する。

第4章 一般財団法人日本鉱業振興会助成に対する申請案件の審査

第14条 一般財団法人日本鉱業振興会の少壮研究者による海外科学技術研究調査および試験研究助成に対する申請案件を審査し推薦者を決定する。

第5章 外部団体が行う表彰・助成に対する審査

第15条 第13条、第14条に定めるもの以外の外部団体が行う表彰・助成に対する申請案件を審査し推薦の可否を決定する。

第6章 名誉会員

第16条 一般社団法人資源・素材学会定款第6条に定める功績をなした個人に授与する。

第17条 授与候補の選考等については、別に内規に定める。

第7章 補則

第18条 この規程の改廃は理事会の議を経て行う。

附則

平成30年12月19日、一般社団法人資源・素材学会表彰規程(平成29年12月20日改訂)を廃し、当該規程に菅記念奨学金に対する申請案件、日本鉱業振興会の少壮研究者による海外科学技術研究調査および試験研究助成に対する申請案件、その他外部団体表彰・助成

の審査の業務を加え、一般社団法人資源・素材学会表彰・奨学規程を制定する。

令和4年3月10日、名誉会員の選考に関する条項を追加。

この規程は、令和4年3月10日から適用する

一般社団法人資源・素材学会表彰・奨学規程内規

(平成 30 年 12 月 19 日 施行)
(令和 4 年 9 月 20 日 改定)
(令和 4 年 12 月 19 日 改訂)
(令和 5 年 12 月 19 日 改訂)
(令和 6 年 9 月 21 日 改定)

第 1 章 総則

- 一般社団法人資源・素材学会表彰・奨学規程（以下「規程」という）に基づく表彰および外部団体が行う表彰・助成に対する審査の実施はこの内規の定めるところによる。

第 2 章 表彰

（各賞）

- 表彰の内容および件数は次のとおりとする。

学会賞（渡辺賞）	賞状および賞牌	原則 1 件、最大 2 件
学会賞（学術功績賞）	賞状および賞牌	3 件以内
論文賞	賞状および賞牌	3 件以内
功労賞	賞状および賞牌	2 件以内
奨励賞	賞状および賞牌	3 件以内
技術賞	賞状および賞牌	5 件以内
若手ポスター発表賞	賞状および賞金 2 万円	大会毎 9 件以内

（審査委員）

- 表彰・奨学委員会は、必要に応じて各賞毎に審査方法及び審査委員を決め、審査委員に諮問することができる。

（選考対象）

- 規程第 4 条の学会賞（渡辺賞）、規程第 5 条の学会賞（学術功績賞）の評価対象は、本会会員に限定しない。
- 規程第 6 条の論文賞の選考対象は、本会の査読を経て、選考の年の 6 月までの過去 2 年間に発行された Journal of MMIJ または Materials Transactions に掲載された論文とする。
- 規程第 7 条の功労賞の選考対象は、職域・専門等に関係なく広い範囲において本会事業に協力した個人または団体とする。
- 規程第 8 条の奨励賞については、原則として本会の査読を経て Journal of MMIJ または Materials Transactions に掲載された論文に記載された研究業績、および本会の春季大会または秋季大会において発表された研究業績を参考にして受賞候補者を選ぶ。
- 規程第 9 条の技術賞については、原則として本会事業に関連して、その技術業績が本会の査読を経て Journal of MMIJ または Materials Transactions に掲載された論文また

は報告等の形で発表されたもの、および本会の春季大会または秋季大会において発表された技術業績を参考にして受賞候補者を選ぶ。

(選考)

9. 学会賞（渡辺賞）、学会賞（学術功績賞）については、各支部長、各部門委員会委員長、各研究委員会委員長、賛助会員、正会員5名以上連記、いずれかによる推薦を学会賞審査委員会において審査し、その審査結果に基づく表彰・奨学委員会の審議により2.項に定める件数の受賞候補を選ぶものとする。両賞の選考および学会賞審査委員会については、別に定める選考実施要項に従う。各支部長、各部門委員会委員長、各研究委員会委員長、賛助会員、正会員5名以上連記、いずれかによる推薦は、各賞について1件までとする。
10. 論文賞については、別に定める論文賞審査実施要項に従い、論文賞審査委員会において審査し、その審査結果に基づく表彰・奨学委員会の審議により2.項に定める件数の受賞候補を選ぶものとする。
11. 功労賞、奨励賞、技術賞については、各支部長、各部門委員会委員長、各研究委員会委員長、賛助会員、正会員5名以上連記、いずれかによる推薦を表彰・奨学委員会において審議し、2.項に定める件数の受賞候補を選ぶものとする。各支部長、各部門委員会委員長、各研究委員会委員長、賛助会員、正会員5名以上連記、いずれかによる推薦は、各賞について1件までとする。
12. 表彰・奨学委員会は、9.項、10.項、11.項に記す各賞受賞候補者の選考結果を理事会に報告する。理事会は、この報告に基づき、毎年12月に開催される定例理事会において審議を行い、各賞受賞者を決定する。
13. 若手ポスター発表賞の選考は、若手ポスター発表賞選考実施要項に定める。

第3章 外部団体が行う表彰・助成に対する審査

14. 外部団体が行う表彰・助成に対する審査は、本会が本会会員から外部団体の表彰・助成に対する推薦依頼の申請を受けた場合、表彰・奨学委員会が実施する。
15. 審査の結果、外部団体の表彰・助成に対する推薦が決定した場合、当該団体に本会会長名で推薦を行う。
16. 本会から表彰・助成の推薦を行った実績は、直近の理事会にて報告する。

第4章 名誉会員

17. 次の条件に該当する会員を名誉会員候補者として理事会に推薦する。
 - (1)会長経験者 65歳以上かつ選考時に本会に在籍している方。
 - (2)10期以上の理事経験者 65歳以上かつ選考時に本会に在籍している方。

第5章 補則

18. この内規の改廃は、表彰・奨学委員会の議を経て行う。

附則

令和6年9月25日 第9条、11条推薦者記載を改定。

令和5年12月19日 若手ボスター発表賞の件数を改訂。

令和4年12月19日 学会賞（学術功績賞）の件数を改訂。

令和4年9月20日 名誉会員の選考に関する条項を追加。

平成30年12月19日、一般社団法人資源・素材学会表彰・奨学規程制定に伴い、一般社団法人資源・素材学会表彰規程内規（平成29年12月20日改訂）を廃し、一般社団法人資源・素材学会表彰・奨学規程内規を制定する。

この内規は、平成31年度から適用する。